

大阪、平3不39、平7.5.12

命 令 書

申立人 総評全国一般労組全自動車教習所労働組合

被申立人 株式会社津守自動車教習所

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合に対し、会社教習所校舎内に組合掲示板を貸与しなければならない。
- 2 申立人のその他の申立ては棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 被申立人株式会社津守自動車教習所（以下「会社」という）は、自動車運転免許の技能指導等を業としており、肩書地に本社を置き、その従業員は本件審問終結時約60名である。

(2) 申立人総評全国一般労組全自動車教習所労働組合（以下「全自教」という）は大阪府下の自動車教習所で働く労働者の個人加盟によって組織されている労働組合で、その組合員は本件審問終結時約200名である。

全自教は、会社内に津守自動車教習所分会（以下「津守分会」という）を置き、その分会員は本件審問終結時1名である。

なお、分会について、全自教規約第22条は、次のとおり規定している。

「①本組合は職場の業務運営を円滑に行うため分会をおく。

②分会は原則として企業別とする。但し中央委員会の決議により2以上の企業にわたる分会をおくことができる。

③分会は組合の全ての決議機関の決議に違反する活動を行うことができない」

また、会社には、津守分会の他に総評全国一般労働組合大阪地方連合会津守自動車教習所労働組合（以下「津守労組」という）があり、その組合員は本件審問終結時51名である。

2 本件申立てに至る労使関係について

(1) 昭和41年2月12日、会社内に総同盟大阪一般労働組合（以下「同盟大阪一般」という）所属の企業内組合として津守自動車教習所労働組合（以下「同盟津守労組」という）が結成された。

(2) 昭和42年7月10日、同盟津守労組内で同盟大阪一般の指導に不信を抱いていた14名によって全自教の津守分会が結成された。

(3) 昭和42年8月10日、全自教及び津守分会と会社は①組合活動の自由を

保障すること、②労働条件の改変については事前協議すること、③組合事務所の貸与及びそれまでの暫定措置として掲示板を貸与すること、④労働基準法の完全実施等を内容とした協定（以下「42年協定」という）を結んだ。

- (4) 昭和46年4月、全自教は他の労働組合と共に府下12か所の教習所を対象とする教習所共闘会議を結成した。

この教習所共闘会議は、教習のあり方や、労災に対する補償等、各教習所に共通する問題に対処することを目的とし、同年5月には、津守分会とともに、同盟津守労組も加盟した。

- (5) 昭和49年4月14日、会社と全自教及び津守分会は企業閉鎖、転廃業、営業譲渡については事前協議する旨の覚書を締結した。
- (6) 昭和51年3月、同盟津守労組執行委員全員が津守分会へ加入することを確認し、同年7月には同盟津守労組員全員が津守分会に加入した。
- (7) 昭和52年3月25日、全自教と津守自動車教習所等5か所の自動車教習所は、労働条件について、統一交渉により決定する旨の協定（以下「統一交渉協定」という）を締結した。

- (8) 平成2年3月19日、全自教書記長X1ほか1名は、全自教の上部団体である総評全国一般労働組合大阪地方連合会（以下「地連」という）委員長X2に対し、地連の全自教に対する指導が非民主的であるとして、その改善を申し入れたが、地連の同委員長は拒否した。

その後、同月21日の全自教執行委員会は地連執行委員会あてに、次の内容の「お願い」と題する文書を決定し、同月22日付けで提出した（以下「3月22日付け文書」という）。

「全自教の自主的な体制強化と組合民主主義の徹底をはかるため、

- ①全自教の諸会議については、全自教の規約に基づく招集権者を通じて開催すること。
- ②全自教の組合員個人への指導、接触については組織原則に基づいて行うこと。
- ③全自教が関係する教習所の経営者との接触、交渉については全自教の分会3役に知らせ、地連が単独で行わないこと。
- ④全自教及び分会幹部、組合員への個人的罵倒を慎むこと。
- ⑤統一交渉等については、全自教独自で行うよう配慮すること。
- ⑥①～⑤について、同月26日までに回答すること。」

- (9) 平成2年4月20日、津守分会全員集会において、同分会長X3（以下「X3分会長」という）、副分会長X4（以下「X4副分会長」という）、分会書記長X5（以下「X5分会書記長」という）らは、3月22日付け文書について、同文書は誤りであり、今後も地連に依拠して行くべきである旨の議題を提案したが、継続討議となった。

以降、津守分会に対し、3月22日付け文書を巡って全自教及び地連は働きかけを行ったが、同分会としての態度決定はされないまま事態が推

- 移した。
- (10) 平成2年5月30日、津守分会の分会員52名のうち、X6を除く51名が全自教執行委員長あてに脱退届を提出した。以後、津守分会ではX6が分会長となった（以下「X6分会長」という）。
- (11) 平成2年6月2日、津守分会を脱退した51名により津守労組が結成され、それ以来、津守労組は、同労組結成以前の津守分会（以下「旧分会」という）が使用していた組合事務所及び掲示板を使用している。
- なお、同労組の執行委員長、副執行委員長及び書記長は、旧分会のX3分会長、X4副分会長及びX5分会書記長がそれぞれ就任した。
- (12) 平成2年6月4日付けで、地連は全自教に対し、「回答並びに申入書」を送付した。この文書では、全自教内部に全自教を私物化しようとするグループが存在し、3月22日付け文書を提出させたとする旨が記載されていた。
- (13) 平成2年6月4日、会社と津守労組は、団体交渉を行い、次の内容の2つの協定を締結した。
- ア 「労働組合の名称変更にもなう協約、協定、慣例、慣行、労働条件の引き継ぎについて、
- ①会社は、労働組合と合意したすべての協約・協定は、津守労組に引き継いだこととする。
- ②会社は従来からの慣例、慣行その他労働条件は一切変更しない。
- 」
- イ 「①会社は、組合事務所として本館1階指導員室の一部を貸与する。
- ②会社は、指導員室・生徒待合室等に組合掲示板の設置を認める。
- 」
- （以下前記イの協定を「平成2年協定」という）
- なお、津守労組が平成2年協定に基づき、貸与を受けた組合事務所及び掲示板は、旧分会が42年協定に基づき貸与を受けていたものであるが、実際には、前記(11)記載の津守労組結成以降は同労組が使用していた。
- また、本件審問終結時現在、指導員室以外には組合掲示板は設置されていない。
- (14) 平成2年6月11日以降、津守労組員がX6分会長を取り囲んで、大声で「全自教をやめろ」、「やめんのなら会社をやめろ」等と発言した。これに対し、全自教は、同月13日及び7月11日、会社に善処を申し入れるとともに、同年7月27日、大阪地方裁判所へ人格権侵害に基づく不法行為差止めを求める仮処分申請を行った。なお、その後、このような行為が終息したこともあり、同申請は取り下げられた。
- (15) 平成2年6月29日、会社は全自教あてに前記(7)記載の統一交渉協定の破棄を通告した。
- (16) 平成2年7月4日、全自教と津守分会は会社と団交を行い、組合事務

所及び掲示板を従来どおり使用させるよう求めたが、会社取締役 Y 1 は、42年協定は津守労組が引き継いだとして、これを拒否した。

(17) 平成 2 年 7 月 26 日、地連は、執行委員会において津守労組の地連への加盟を承認した。

3 請求する救済内容

全自教が請求する救済内容の要旨は次のとおりである。

会社は津守分会に対し、会社校舎内に組合事務所及び組合掲示板を貸与すること。

第 2 判断

1 当事者の主張要旨

(1) 全自教は次のとおり主張する。

津守分会に対し、組合事務所及び掲示板の貸与に応じない会社の行為は、次の理由から労働組合法第 7 条第 3 号に該当する不当労働行為である。

ア 津守分会は、42年協定に基づき組合事務所及び掲示板の貸与を会社から受けてきたが、会社は、津守労組結成後、同分会からの組合事務所及び掲示板の貸与要求に応じていない。

しかし、津守労組は津守分会を脱退した者によって結成された別組織に過ぎず、旧分会とは何ら組織的同一性を有するものではない。

したがって、42年協定は津守分会と会社間において、依然として有効であり、会社は同協定を履行する義務がある。

イ 全自教は、合同労組とは異なる産業別統一労組であり、その分会の活動は各企業を基礎に行われる点において、企業別組合と異なるものではない。

会社が津守労組に組合事務所及び掲示板を貸与し、一方で組合事務所及び掲示板を貸与するスペースがありながら、津守分会に組合事務所及び掲示板を貸与していないのは、併存組合間における差別的取扱いである。

ウ 1 人分会であっても、資料や文書の保管場所、電話等の設置場所、本部役員等と会議を行う場所の確保が必要であること、労働組合は、絶えず組織拡大を指向することから、分会の人数の多寡とは関係なく組合事務所が必要である。

また、非組合員に対する教宣活動の必要性から、組合掲示板が不可欠である。

(2) 会社は次のとおり主張する。

津守分会の組合事務所及び掲示板の貸与要求に対し、会社が応じていないのは事実であるが、これは、次の理由によるものであり、不当労働行為には当たらない。

ア 津守労組は旧分会員 52 名の内、51 名という大部分が旧分会から脱退し、結成したものであるが、実質的には旧分会が組織を変更すること

なく全自教から脱退したものにほかならない。

したがって、津守労組の結成は全自教における「組合の分裂」であり、旧分会からの単なる集団的脱退による新組合の結成ではない。

よって、津守労組こそが旧分会と組織的同一性を持つのであるから、42年協定の一方当事者の承継者として、会社が同労組に組合事務所を貸与するのは当然である。

また、仮に津守労組が旧分会の地位を承継していないとしても、現津守分会の分会員は1名であり、労働組合としては「1人組合」となったことにより消滅し、会社と従来津守分会との間で締結された42年協定は一方当事者の消滅により失効したのであるから、津守分会からの組合事務所及び掲示板貸与要求には理由がない。

イ 申立人組合は、合同労組であり、肩書地に独自の組合事務所を有し、企業内に組合事務所を求める必然性はない。

ウ 現在の津守分会の分会員は1名のみであり、このような分会に組合事務所及び掲示板を与える必要性はない。

2 不当労働行為の成否

ア 全自教は、会社に対し組合事務所及び掲示板の貸与を求める根拠として、42年協定の存続を主張するので、以下同協定についてまず検討する。

前記第1. 1(2)及び2(10)認定のとおり、全自教は個人加盟による労働組合であって、分会は単位組合ではなく全自教内部の下部組織であることから、現津守分会は、X6分会長1名のみになったというものの、消滅することなく存在している。したがって、津守分会は、「1人組合」となったことにより消滅し42年協定は失効したという会社の主張は採用できない。

また、会社が全自教及び津守分会に対し、42年協定について、労働組合法第15条第3項に基づく労働協約の解約予告等の適法な解約手続きを行なった事実は認められない。

よって、42年協定の締結以降、津守分会員の減少と津守労組の結成という状況変化はあったものの、現在においても、同協定は会社と全自教及び津守分会との間で形式的には有効に存続していると判断される。

イ 上記のとおり、42年協定が津守分会と会社との間で形式的に有効であるとすれば、会社と津守労組の間で締結された平成2年協定の有効性が問題となるので、この点について検討する。

津守労組が会社に対し、便宜供与に関する平成2年協定の締結を求めてきた際、会社としては、全自教との関係を含め、慎重な検討をすべきであり、その限りにおいては会社に問題があったと言わざるを得ないが、他方、前記第1. 2(10)及び(11)認定のとおり、津守労組員51名と旧分会員52名中、51名は同一であり、津守労組3役と旧分会3役も同一人物が務めていることからすれば、会社が津守労組と旧分会が同一性を有すると考えるに至ったのにも無理からぬものがあり、旧分会が使用してい

た組合事務所及び掲示板（以下「旧分会事務所等」という）の占有者が旧分会から津守労組に移行した際に物理的な紛争は生じなかったことも考え併せると、会社が津守労組との間で平成2年協定を締結し、同労組に旧分会事務所等の使用を容認したことに理由がないと言えず、平成2年協定も有効に成立していると解される。

ウ 前記ア判断のとおり、42年協定は形式的に有効であるとしても、少なくとも組合事務所及び掲示板貸与という便宜供与の面については、津守分会の分会員が52名から1名に減少したこと及び津守労組結成以降の経過をみる限り、同協定締結当時の事情が著しく変更していることに鑑み、同協定の文言どおりの効果を認める必要があるかどうかについて判断するのが相当である。

まず、組合事務所については、津守分会の分会員が再び増加する可能性は否定できないが、平成2年5月の同分会からの大量脱退以降、本件審問終結時に至るまで、分会員は終始1名であったことも考慮するならば、会社内において、X6分会長が全自教関係者あるいは非組合員と恒常的な会合を行ったり、資料の保管、外部との連絡を取る等のための場所として組合事務所が必要不可欠であるとまでは言えず、同分会に対して組合事務所を貸与しなかった会社の行為が、不当労働行為であるとまでは言えない。

次に、組合掲示板は、その機能として、当該分会員以外に対する宣伝活動に利用されることも当然である。

したがって、1人分会であっても、組合掲示板については、その必要性を否定することはできず、津守分会に組合掲示板の貸与を拒否している会社の行為は、同分会を津守労組と差別的に取り扱ったものであり、かかる行為は会社の中立保持義務違反であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

平成7年5月12日

大阪府地方労働委員会
会長 由良数馬 ㊟